

深谷市危険空家等除却補助金の手引き

(令和7年度版)



事前調査申込受付期間・・・令和7年4月1日から令和7年11月28日

※補助金の交付決定前に着工した場合、補助金の対象外となります。

また、補助金を受けるためには、

令和8年1月31日までに工事を完了

する必要があります。

補助金を活用したい方はお早目にご相談ください。

【申し込み・問い合わせ】

深谷市役所 自治振興課 空家対策係

住所：366-8501

深谷市仲町11-1（本庁舎2階21番窓口）

TEL：048-574-8597

目次

- 1. 補助金の概要について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- 2. 申し込み方法等について・・・・・・・・・・・・・・・・P4
- 3. 事前調査申込から補助金受領までの流れ・・・・・・・・P5
- 4. 不良住宅チェックリスト（不良度判定項目）・・・・・・・・P7
- 5. 必要書類について・・・・・・・・・・・・・・・・・・P13
- 6. 申請書記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・P15

1. 補助金の概要について

(1) 趣旨

利活用が困難な不良度の高い空家等の早期除却を促進することにより、周辺の生活環境への悪影響を防止し、安全で安心して暮らせる住環境の形成を図るため、危険空家等の除却に関する補助を行います。

(2) 補助対象の空家等

- ① 昭和56年5月31日以前に建築された空家等であって、市長が別に定めるところにより住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅に判定されたもの
- ② 空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第3項の規定に基づく「命令」を受けていない空家等であること
- ③ 国又は地方公共団体等から他の補助金等の交付を受けていないこと
- ④ 公共事業による移転、建替え等の補償対象となっていないこと

(3) 補助対象者

- ① 補助対象空家等の所有者等
 - ② 補助対象空家等の所有者等が複数いる場合又は他に当該補助対象空家等に何らかの権利関係を持つものがある場合にあっては、補助対象工事の実施その他のこの要綱に定める事項について、当該者全員の同意を得ることができる者
 - ③ 法人、その他の団体でない者
 - ④ 暴力団員ではない者
 - ⑤ 深谷市における市税に未納がない者
 - ⑥ 同一の世帯に属する者全員が、地方税法の規定による当該年度分の市町村民税均等割が課されていない者又は市町村の条例で定めるところにより当該年度分の市町村民税均等割を免除された者
- ※⑥の要件は「住民税非課税世帯の方」の申請（補助上限 80 万円）のみ。

(4) 補助対象工事

- ① 交付決定通知後に着工する工事
- ② 建設業法別表第1の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けたものが施工する工事
- ③ 補助対象空家等のすべてを除却し、その敷地を更地にする工事

(5) 補助対象費用

補助対象費用は、補助対象工事に要する費用とし、下記の費用の合計額（消費税及び地方消費税の額を除く。）とします。

- ① 主たる建築物の躯体、屋根材、内外装材、建物設備などの解体撤去工事及び当該廃材の処分
- ② 主たる建築物の基礎・杭等、地下埋設物（配水管・柵・電線管・給水管等）などの解体撤去工事及び当該廃材の処分
- ③ 主たる建築物に附属する工作物（塀、門扉・門柱、車庫・カーポート・物置、植栽・庭石等）の解体撤去工事及び当該廃材の処分
- ④ 解体撤去工事後の当該敷地の埋め戻し及び整地（舗装費用等を除く。）
- ⑤ 解体撤去工事に必要な仮設工事
- ⑥ 敷地内の残存物（家具等の物品など）の処分
- ⑦ その他市長が必要と認める経費

※ 「補助金交付申請時」および「工事完了報告時」に除却費用等の積算根拠や内訳が分かる明細を添付いただきます。

補助対象費用と対象外の費用が分かるように記載していただきますようお願いいたします。

(6) 補助金の額

上限30万円（①または②のいずれか低い額、千円未満の端数は切り捨て）

- ① 補助対象費用の**5分の4**に相当する額
- ② 床面積1㎡につき2万円を乗じた額

※ただし、住民税非課税世帯の方に限り**上限80万円**

(7) 事前調査

補助対象空家等について、不良住宅であるか事前調査を受ける必要があります。事前調査申込受付期間は、令和7年4月1日から令和7年11月28日まで（※予算額に達し次第、補助金の受付を終了します）。

(8) 交付申請

事前調査で、不良住宅と認められた後、交付申請を行っていただきます。

(9) 交付決定

交付申請の内容を確認し、交付決定を行います。

(10) 補助対象工事の施工

令和8年1月31日までに当該工事を完了する必要があります。

(11) 補助申請内容の変更等

工事開始後に、工事内容の変更または中止があった場合は承認申請を行っていただきます。

(12) 完了報告

補助対象工事が完了した日から起算して30日以内に完了報告をしていただきます。

(13) 補助金額の確定

完了報告をいただいた後、補助金の金額が確定します。

(14) 補助金の請求

補助金を振り込みますので、請求書をご提出いただきます。なお、振り込みには2週間程度かかります。

(15) 交付決定の取り消し

補助金交付決定の取り消し事由に該当する事実があった場合、交付決定を取り消します。

(16) 補助金の返還

交付決定取り消しとなった場合、補助金の返還請求をさせていただきます。

(17) 書類の保管

令和13年3月31日まで保管してください。

(交付決定を受けた年度の翌年度の初日から起算して5年間保管)

2. 申し込み方法等について

(1) 事前相談

補助対象予定の空き家の所在地、建築年数、使用状況等をご確認のうえ、自治振興課（窓口または電話）までご相談ください。

(2) 申し込み方法

「（様式第1号）深谷市危険空家等除却補助金事前調査申込書」に必要事項を記入し、添付書類を添付してお申し込みください。

申込関係の様式は自治振興課窓口（本庁舎2階21番窓口）又は市ホームページで取得できます。

なお、業者や代理人等に当補助金の手続きを委任する場合には、委任状の提出が必要になります（委任状の様式は任意です。）。

(3) 申請書等の受付窓口

深谷市役所 自治振興課（本庁舎2階21番窓口）

※申請書等を郵送で提出する場合は、下記まで送付してください。

〒366-8501

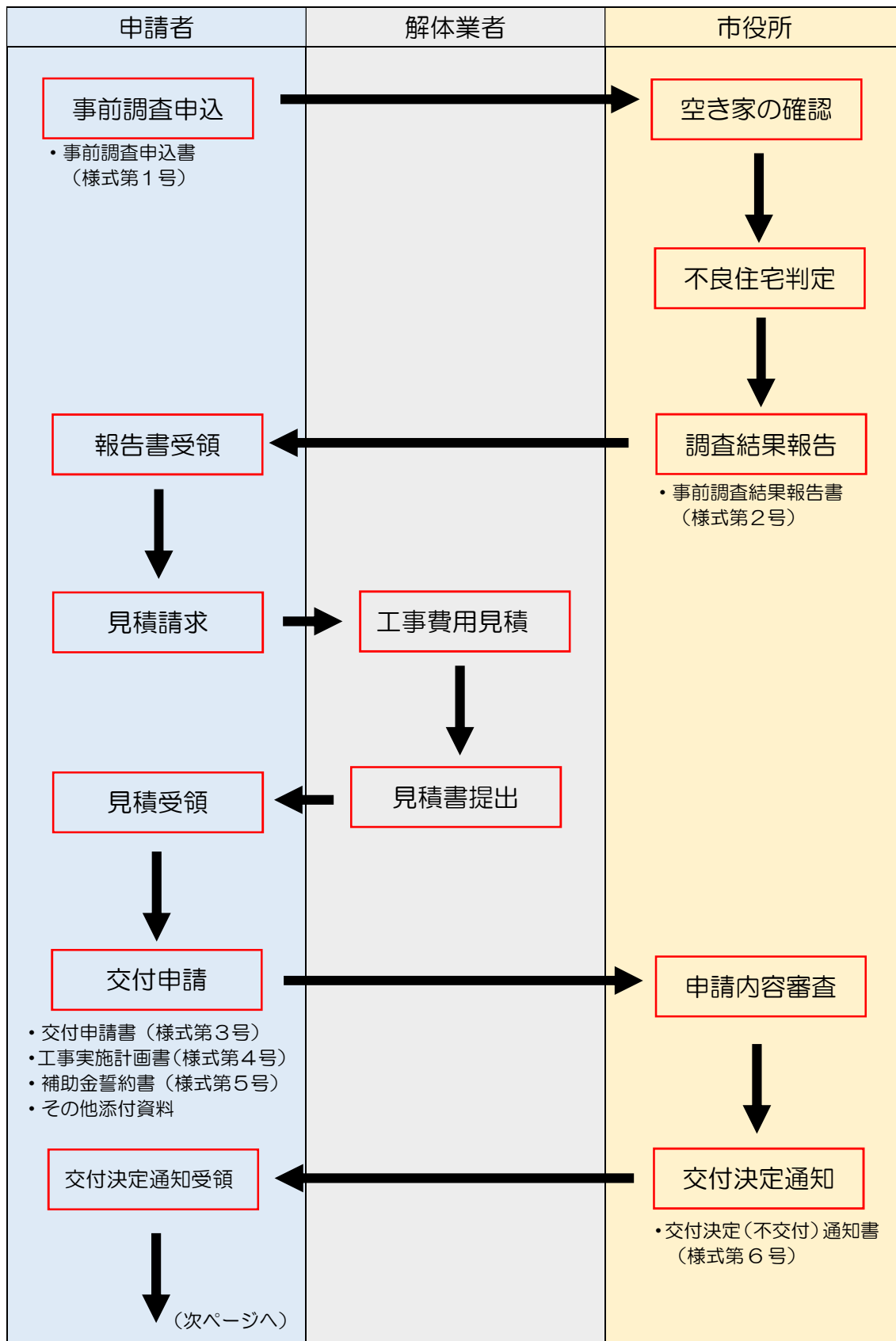
深谷市仲町11-1

深谷市役所 自治振興課 空家対策係 宛

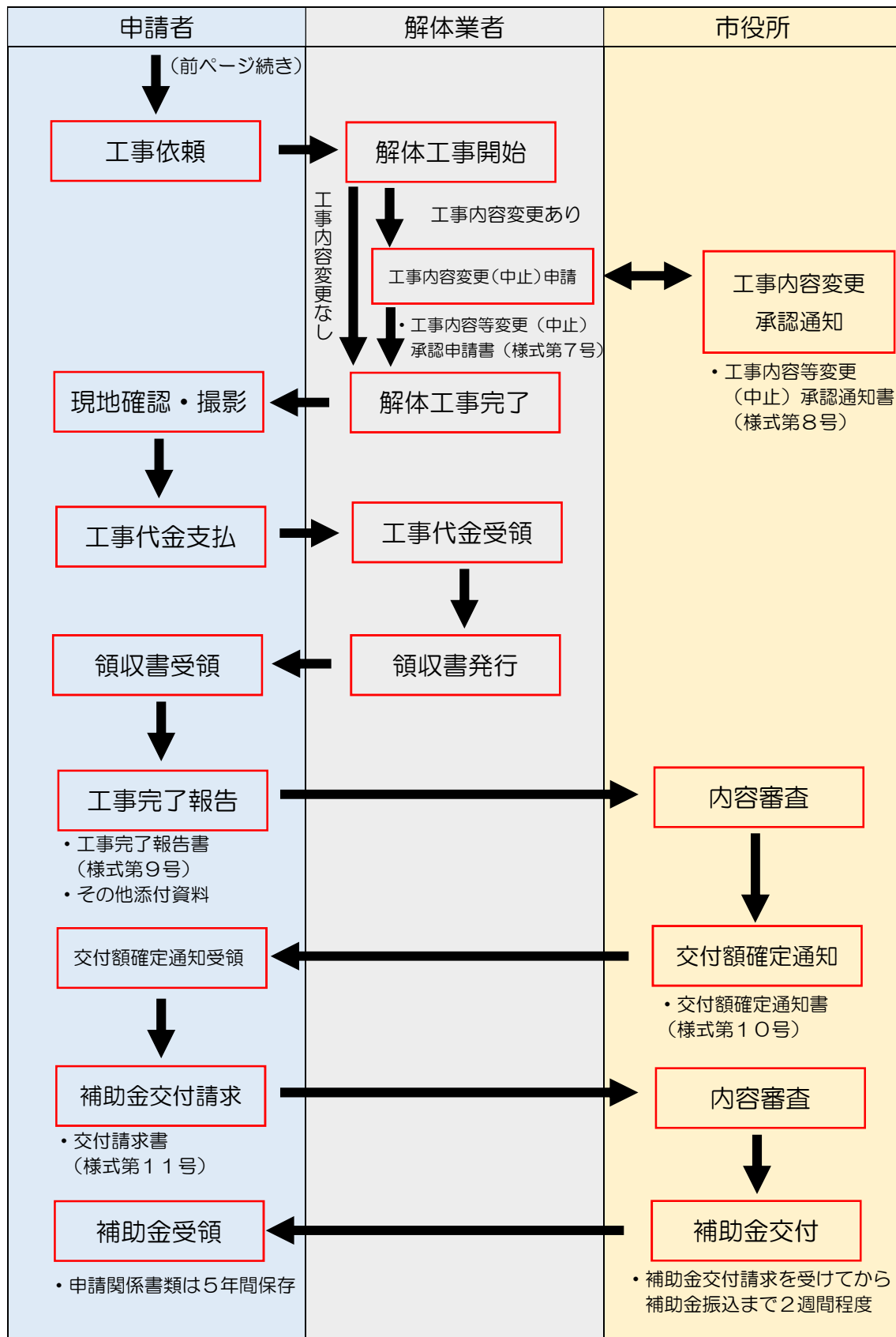
(4) 現場確認

「（様式第1号）深谷市危険空家等除却補助金事前調査申込書」の提出後、職員にて現場確認を実施します。補助対象空き家の立地条件等によっては、敷地内に立ち入ることがあります。

3. 事前調査申込から補助金受領までの流れ（1 / 2）



3. 事前調査申込から補助金受領までの流れ（2／2）



4. 不良住宅チェックリスト（不良度判定項目）

100点以上で不良住宅と認定します。

※ 住宅地区改良法施行規則における「住宅の不良度の測定基準」

住宅の不良度の測定基準（外観目視ができる項目）

※ 鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高 評点	評点
1	構造一般 の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45	
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20		
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25		
2	構造の腐朽 又は破損の 程度	(1) 基礎、 土台、 柱又は はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100	
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50		
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100		
		(2) 外壁	ア 外壁の仕上材料の（一部が）はく落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15		
			イ 外壁の仕上材料のはく落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25		
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部にはく落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15		
			イ 屋根ぶき材料に著しいはく落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25		
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50		
3	防火上又は 避難上の 構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30	
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20		
		(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10		
4	排水設備	雨水	雨どいがいないもの	10	10	
備考 それぞれの評定項目につき、該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。				合計 点		

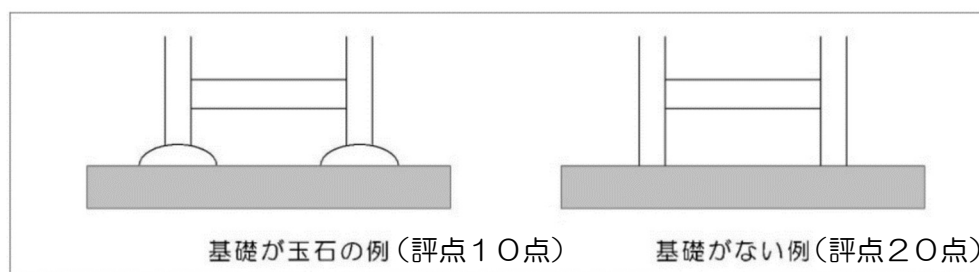
不良度判定基準の例

※ 国土交通省住宅局住環境整備室「平成 23 年 12 月 空き家再生等推進事業等における外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」より

1 構造一般の程度

1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25	

(1) 基礎



(2) 外壁

例：土壁、トタン張り、仕上げ材がないもの（評点 25 点）

※ パネル建材（サイディングボード）張、モルタル塗り、下見板張、羽目板張など、通常使用されている外壁材料及び構造と比較して、外壁として当然備えていなければならない耐力、耐久力、各種（熱、光、音等）の遮断効果等が著しく劣る材料又は構造のものを「粗悪なもの」と評価します。

2 構造の腐朽又は破損の程度

2	構造の腐朽 又は破損の 程度	(1) 基礎、 土台、 柱又は はり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		(2) 外壁	ア 外壁の仕上材料の（一部が）はく落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			イ 外壁の仕上材料のはく落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部にはく落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			イ 屋根ぶき材料に著しいはく落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25	
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50	



一部の柱が傾斜している例
(評点25点)



柱の変形が著しく崩壊の危険がある例
(評点100点)



柱の数箇所に破損がある例
(評点50点)



柱、はりの破損や変形が著しく崩壊の危険がある例
(評点100点)



外壁の仕上材の一部がはがれ、
下地が露出している例（評点15点）



外壁が剥落し、著しく下地が露
出するとともに、壁体を貫通する
穴を生じている例（評点25点）



瓦の一部に剥離とズレがあり、
雨漏りのある例（評点15点）



アスファルト屋根等の一部に
ズレがあり、雨漏りのある例（評点15点）



軒の裏板、たる木等が腐朽し、
軒が垂れ下がっている例（評点25点）



屋根に不陸がある例（評点50点）

3 防火上又は避難上の構造の程度

3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁	ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
			イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
		(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの	10	

(1) 外壁

「延焼のおそれのある外壁」とは、当該外壁が隣地境界線等からどの程度離れているかなどの「延焼のおそれのある部分」と、これに該当する外壁で、その仕上げ材料が燃えにくいものになっているかなど、「仕上げ材料」の2つの要素で判定します。

「延焼のおそれのある部分」は、隣地境界線、道路中心線又は同一敷地内の2以上の建築物相互間の中心線から、1階については3メートル以内、2階以上については5メートル以内となります（図1参照）。

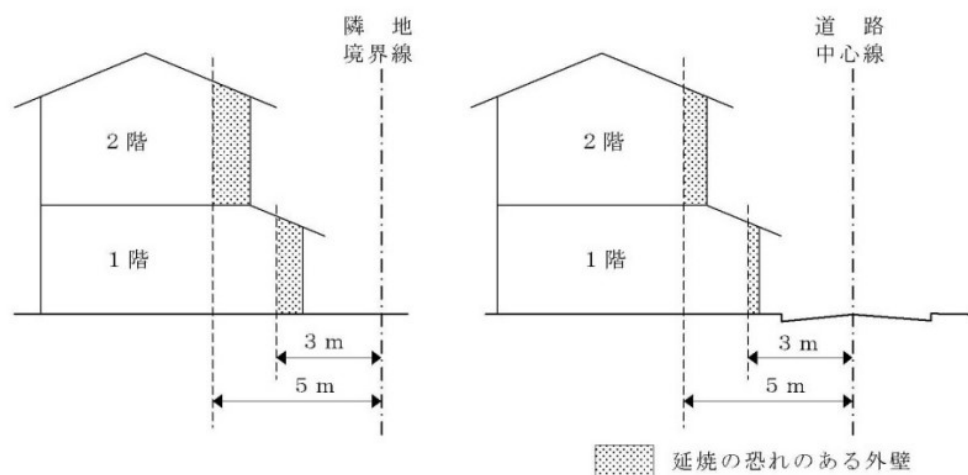


図1 延焼のおそれのある部分

「延焼のおそれのある外壁」の例：
裸木造、硬質塩化ビニール波板

※ 外壁に飛び火や類焼の原因となる隙間などが生じている場合等については、「延焼のおそれのある外壁」に該当するものと考えられます。



外壁が裸木造の例

(2) 屋根

「可燃性材料」の例：茅（かや）、わら



屋根材がワラの例
(評点10点)

4 雨水

4	排水設備	雨水	雨どいがないもの	10	10
---	------	----	----------	----	----

雨どいの有無を確認します。

また、雨どいの破損が著しいもの又は欠如しているもの等については、「雨どいがない」に該当します。



雨樋が壊れており、機能的には
雨樋はないと同様の例
(評点10点)

5. 必要書類について

(1) 事前調査申込時

- ① (様式第1号) 深谷市危険空家等除却補助金事前調査申込書
- ② 事前申請者が所有する建物及び土地の登記事項証明書の写し
- ③ 空家等が記載された公図の写し
- ④ 空家等が確認できる現況写真
- ⑤ 不良住宅セルフチェックリスト

(2) 交付申請時

- ① (様式第3号) 深谷市危険空家等除却補助金交付申請書
- ② (様式第4号) 深谷市危険空家等除却補助金工事実施計画書
- ③ (様式第2号) 深谷市危険空家等除却補助金事前調査結果報告書の写し
- ④ 補助対象者の属する世帯の住民票 (申請日前3か月以内に発行されたもの。)
- ⑤ 補助対象者の属する世帯が住民税非課税世帯であることを証する書類 (申請日前3か月以内に発行されたもの。)
- ※「住民税非課税世帯の方」の申請 (補助上限80万円) のみ必要。
- ⑥ 配置図 (申請者の空家等及び道路との関係、附属する門塀等の位置等を記載したもの)
- ⑦ 着工前の現場写真 (建物及び敷地の状況が分かるもの。)
- ⑧ 補助対象空家等の建物及びその土地の登記事項証明書 (申請日前3か月以内に発行されたもの。)
- ⑨ 補助対象空家等の名寄帳の写し (直近の年度のもの。)
- ⑩ (様式第5号) 深谷市危険空家等除却補助金誓約書
- ⑪ 補助対象工事を施工する予定の事業者に係る第5条第2号に規定する許可又は登録を受けたことを証する書類の写し
- ⑫ 補助対象工事の見積書 (除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の事業者の押印があるものに限る。) の写し

(3) 工事内容変更 (中止) 申請時

- ① (様式第7号) 深谷市危険空家等除却補助金補助対象工事内容等変更 (中止) 承認申請書
- ② 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの
- ③ その他変更内容の分かる書類

（４）工事完了報告時

- ① （様式第９号）深谷市危険空家等除却補助金工事完了報告書
- ② 補助対象工事の除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの
- ③ 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
- ④ 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- ⑤ 補助対象工事完了後の現場写真

（５）補助金交付請求時

（様式第１１号）深谷市危険空家等除却補助金交付請求書

※ それぞれの書類提出時に、提出いただいた書類で要件が確認できない場合、追加で書類を提出していただく場合があります。

6. 申請書記載例

(1) 事前調査申込時に提出いただく書類

様式第1号(第8条関係)

深谷市長 宛て

① 申請日、申請者情報を
記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

(郵便番号 366-8501)

申請者 住 所 深谷市仲町11-1
フリガナ フカヤ タロウ
氏 名 深谷 太郎
電話番号 048-571-1211

深谷市危険空家等除却補助金事前調査申込書

深谷市危険空家等除却補助金交付要綱第8条第2項の規定に基づき、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅に該当するかどうかの事前調査を下記のとおり申請します。

記

② 対象の空き家の深谷市以降の
住所を記入してください。

1 事前調査の空家等

所在地	深谷市 本住町17-17
-----	--------------

2 事前調査の同意

同 意 欄

私は、深谷市が、上記の空き家について、住宅地区改良法第2条第4項に規定する不良住宅であるかどうかの事前診断をするにあたり、当該空き家への立入り調査を行うことに同意します。

氏名(自署)

深谷 太郎

③ 立入り調査の同意について
署名してください。

3 添付書類

- (1) 申請者が所有する事前調査する空家等の建物および土地の登記事項証明書の写し
- (2) 空家等が記載された公図の写し
- (3) 空家等が確認できる現況写真
- (4) 不良住宅セルフチェックリスト(評点100点以上)
- (5) その他市長が認める書類

④ 添付書類を準備してこの申請書
と併せて提出してください。

(2) 交付申請時に提出いただく書類

様式第3号(第9条関係)

深谷市長 宛て

① 申請日、申請者情報を
記入してください。

令和 ○年 ○月 ○日

(郵便番号 366-8501)

申請者 住 所 深谷市仲町11-1
フリガナ フカヤ タロウ
氏 名 深谷 太郎
電話番号 048-571-1211

深谷市危険空家等除却補助金交付申請書

深谷市危険空家等除却補助金の交付を受けたいので、深谷市危険空家等除却補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、本申請の審査に必要な申請者の市税情報について、市が確認することに同意します。

記

② 対象の空き家の深谷市以降の
住所を記入してください。

1 申請内容

空家等の所在地	深谷市 本住町17-17
補助金交付申請額	700,000 円(1,000 円未満切捨て)

③ 工事実施計画書(記入例は次
ページ)で計算した、補助金の額
を記入してください。

※市使用欄

受付番号	収受印

2 添付資料

- ☒ 深谷市危険空家等除却補助金工事実施計画書（様式第4号）
- ☒ 深谷市危険空家等除却補助金事前調査結果報告書（様式第2号）の写し
- ☒ 補助対象者の属する世帯の住民票（別表の世帯の区分が1の者に限る。申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- ☒ 補助対象者の属する世帯の住民税の状況を証する書類（別表の世帯の区分が1の者に限る。申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- ☒ 配置図（申請者の空家等及び道路との関係、附属する門塀等の位置等を記載したもの）
- ☒ 着工前の現場写真（建物及び敷地の状況が分かるもの。）
- ☒ 補助対象空家等の建物及びその土地の登記事項証明書（申請日前3か月以内に発行されたもの。）
- ☒ 補助対象空家等の名寄帳の写し（直近の年度のもの。）
- ☒ 深谷市危険空家等除却補助金誓約書（様式第5号）
- ☒ 補助対象工事を施工する予定の事業者に係る第5条第2号に規定する許可又は登録を受けたことを証する書類の写し
- ☒ 補助対象工事の見積書（除却費用等の積算根拠や積算内訳が明らかになるもので、除却工事を行う予定の事業者の押印があるものに限る。）の写し
- ☐ その他（ ）

④ 添付書類を準備して、この申請書と併せて提出してください。

(2) 交付申請時に提出いただく書類

様式第4号 (第9条関係)

深谷市危険空家等除却補助金工事実施計画書

1 工事の概要

空家等の所在地	深谷市 本住町 17-17		① 工事請負業者に確認の上、記入してください。
空家等の所有者	深谷 太郎		
空家等の規模	延べ面積	50.00 m ²	
	階数	1 階	
空家等の構造	☒ 木造 ☐ 非木造 ()		
空家等の建て方	☒ 戸建住宅 ☐ 長屋住宅 ☐ 共同住宅		
附属する工作物等	☐ 無 ☒ 有 (物置、ブロック塀)		
施行業者	住所	深谷市仲町 20-20	
	会社名	深谷建設 株式会社	担当者名 (洪沢)
	電話	(048) 571 - 0000	
工事着手予定日	令和6年	8月	1日
工事完了予定日	令和6年	8月	5日

2 交付申請額の算出

補助対象工事の除却費用 (見積額) (A)	875,000 円		
補助金額相当額 (B)	(A) × 4/5		700,000 円
要綱第7条に規定する除却工事費 (C)	除却工事費の1 m ² 当たりの額 (D)	建物の延べ面積 (E)	除却工事費 (C) = (D) × (E)
	20,000 円	50.00 m ²	1,000,000 円
補助対象経費 (F)	(B) と (C) の少ない方の額		700,000 円
補助金交付申請額	(F) と要綱別表の世帯区分1に該当する者は上限額 (800,000 円)、世帯区分2に該当する者は上限額 (300,000 円) の少ない方の額 (1,000 円未満切捨て)		700,000 円

(2) 交付申請時に提出いただく書類

様式第5号(第9条関係)

深谷市長 宛て

深谷市危険空家等除却補助金誓約書

私は、深谷市危険空家等除却補助金の交付申請にあたり、以下のことを誓約します。

① 対象の空き家の深谷市以降の住所を記入してください。

- 1 補助対象空家等 深谷市 本住町17-17 の解体、除却に関して、及びこの補助金の手続き及び支払い等に関し、所有者等全員及び抵当権などの権利関係を持つ者全員の同意を得ていること。
- 2 暴力団員ではないこと。
- 3 空家等の解体後に空き地となった敷地を適切に管理すること。
- 4 補助対象空家等の解体、除却について、市の広報やホームページ、チラシや手引き等への掲載等、事例として紹介されることについて了承すること。
- 5 その他、深谷市危険空家等除却補助金交付要綱に定める事項を理解し、同意すること。

② 誓約日、住所の記入および署名をしてください。

令和 ○年 ○月 ○日

住 所 深谷市仲町11-1

氏 名(自署) 深谷 太郎

(3) 工事内容が変更になった場合、または中止になった場合に提出いただく書類

様式第7号(第12条関係)

深谷市長

① 申請日、申請者情報を
記入してください。

令和〇年〇月〇日

(郵便番号 366-8501)

申請者 住 所 深谷市仲町11-1

フリガナ フカヤ タロウ

氏 名 深谷 太郎

電話番号 048-571-1211

② 市から受け取った補助金
交付決定通知の日付と番号を
記入してください。

深谷市危険空家等除却補助金補助対象工事
内容等変更(中止)承認申請書

令和6年 7月20日付深 自発 第7号 で補助金交付決定通知の
あった深谷市危険空家等除却補助金については、次のとおり変更・中止したいの
で、深谷市危険空家等除却補助金交付要綱第12条第1項の規定に基づき申請
します。

記

交付決定通知番号	令和6年 7月25日付深 自発 第7号
空家等の所在地	深谷市 本住町17-17
変更・中止の区分	変更 中止
変更内容	工事費の変更
変更又は中止の理由	工事費が増額となったため
変更前 交付決定額	700,000 円
変更後 交付申請額	800,000 円
添付書類	☒ 交付申請時の添付書類のうち、変更に係るもの ☐ その他変更内容の分かる書類 ()

③ 工事請負業者に確認
の上、記入してください。

④ 内容に変更があった書類について、
併せて提出してください。

(4) 解体工事終了後に提出いただく書類

様式第9号 (第13条関係)

深谷市長 宛て

① 報告日、申請者情報を
記入してください。

令和〇年〇月〇日

(郵便番号 366-8501)

申請者 住 所 深谷市仲町11-1

フリガナ フカヤ タロウ

氏 名 深谷 太郎

電話番号 048-571-1211

② 市から受け取った補助金
交付決定通知の日付と番号を
記入してください。

深谷市危険空家等除却補助金工事完了報告書

令和6年 8月 1日付深 自発 第 20 号 で補助金(変更)交付
決定を受けた深谷市危険空家等除却補助金については、次のとおり対象の工事
が完了したので、深谷市危険空家等除却補助金交付要綱第 13 条第 1 項第 1 号
に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

③ 工事請負業者に確認
の上、記入してください。

1 補助対象工事に要した費用の総額 1,200,000 円

2 補助金交付決定額 800,000 円

3 補助対象空家等の所在地 深谷市 本住町17-17

4 補助事業完了年月日 令和6年 8月 5日

5 添付書類

- (1) 補助対象工事の除却工事請負契約書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 補助対象工事の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (3) 補助対象工事に要した費用の内訳を示す書類
- (4) 補助対象工事完了後の現場写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

④ 添付書類を準備してこの報告書と
併せて提出してください。

(5) 補助金交付請求時に提出いただく書類

様式第11号(第15条関係)

深谷市長 宛て

① 報告日、申請者情報を
記入してください。

令和〇年〇月〇日

(郵便番号 366-8501)

② 市から受け取った補助金
交付決定通知の日付と番号を
記入してください。

申請者 住 所 深谷市仲町11-1
フリガナ フカヤ タロウ
氏 名 深谷 太郎 印
電話番号 048-571-1211

深谷市危険空家等除却補助金交付請求書

令和6年8月10日付深 自発 第30号 で交付額確定通知を受けた深谷市危険空家等除却補助金については、次のとおり深谷市危険空家等除却補助金交付要綱第15条第1項の規定に基づき請求します。

記

1 建物の所在地番

深谷市 本住町17-17

③ 申請、変更申請をもと
に記入してください。

2 請求金額

800,000 円

3 補助金振込先

金融機関名	埼玉りそな銀行	本(支)店名	深谷支店
金融機関 コード	支店コード	0017	580
預金種目	1. 普通	2. 当座	3. その他()
口座番号(記号番号)	9999999		
(フリガナ)	フカヤ タロウ		
口座名義人	深谷 太郎		

※ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合は、口座番号は下1桁を記載せず7桁を記載すること。

※ 口座名義は、申請者と同一名義であること。

④ 申請者の口座情報を記入してください。
この口座に補助金を振り込みます。
なお、振り込みには2週間程度かかります。